

議案第61号

杉並区長等の給料の特例に関する条例

上記の議案を提出する。

平成30年10月1日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区長等の給料の特例に関する条例

第1条 区長の給料の月額、この条例の施行の日から起算して1月間に限り、杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号。以下「条例」という。）第2条の規定にかかわらず、条例別表第1に規定する区長の月額からその100分の20に相当する額を減じて得た額とする。ただし、同条に規定する手当の適用については、この限りでない。

第2条 平成30年10月に支給する保健福祉部を担任する副区長の給料の額（同月14日までの期間に係るものに限る。）は、条例第2条及び第4条第1項の規定にかかわらず、条例の規定による給料の額から条例別表第1に規定する副区長の月額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。ただし、条例第2条に規定する手当の適用については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

区長等の給料を減額する必要がある。